

基 発 1 2 2 8 第 4 号
平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 3 0 号。以下「改正法」という。）の一部の施行により、船員保険制度について、労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に相当する部分がそれぞれの制度に統合されることに伴い、現在、労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）第 3 条において適用除外とされている船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）の規定による船員保険の被保険者については、平成 2 2 年 1 月 1 日の改正法の施行後は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）が適用されることとなる。

これに伴い、船員保険から労災保険への円滑な制度移行を図るため、統合時における特別加入に係る事務処理を、今般、下記のとおり定めたので、遺漏なきようされたい。

なお、下記に示す取扱いは船員保険との統合に当たって特に留意すべき事項について示したものであり、下記に示す事項以外については従来どおり「労災保険特別加入関係事務の取扱い」（平成 1 4 年 4 月）によることとする。

記

1 本通達の趣旨

本通達は、今回の統合に伴い、新たに労災保険の特別加入の対象となる船員について、特別加入の取扱い、統合時における特例及び周知・広報等について定めたものである。

2 特別加入者の範囲

(1) 中小事業主等

中小事業主等の判断については、昭和40年11月1日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について」の記第1及び第2によることとなるため、平成22年1月1日以降に新たに「船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあつては、同条に規定により船舶所有者とされる者）の事業」として適用を受ける事業主等についても、上記通達により判断を行うこと。

(2) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者

一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者（以下「一人親方等」という。）については、船員法第1条に規定する船員が行う事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者を対象とすること。

3 中小事業主等の特別加入手続の特例

(1) 申請書の受理

中小事業主等の特別加入は、本来既に成立した労働者に係る保険関係が存在していることを前提としているものであるが、平成21年中に特別加入申請書が提出された場合には、保険関係が成立していない場合であってもこれを受理すること。

(2) 承認等の手続

平成21年中に受理した特別加入申請書（「加入を希望する日」が平成22年1月1日とされているものに限る。）であって、平成22年1月1日に労働者に係る保険関係が成立したものについては、同日を特別加入に係る都道府県労働局長の承認の日として取り扱うこと。

4 一人親方等の特別加入手続の特例

(1) 申請書の受理

平成21年中に一人親方等に係る特別加入申請書が、提出された場合には、これを受理し、平成22年1月1日以降に承認を行うこと。

(2) 承認等の手続

船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する一人親方等が特

別加入をするためには、当該事業に関する特別加入団体の設置が必要となる。

また、特別加入の申請に際しては、特別加入団体と各特別加入希望者についての審査が必要となる。

特別加入団体の承認については、以下に定める外は昭和40年11月1日付け基発第1454号通達に定めるとおりとする。

ア 加入申請者たる団体は、一人親方等を構成員とする単一団体であることが必要であるが、制度移行時に限り、構成員の人数に関しては申請時は1名であっても、複数名の加入を排除していないと認められる場合、特別加入団体として承認を行って差し支えないこと。

イ 「業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類」については、船員法第1条に規定する船員が行う事業に関しては当該書類の作成及び提出の義務を免除すること。

ウ 特別加入団体の地区に関しては、新規の事業としての特別加入団体を設立しなければならない等の事情から、制度移行時に限り、当該団体の地区がその主たる事務所の所在地を中心として労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。)第6条第2項第4号に定める区域を超えるものであっても承認を行って差し支えないが、原則、当該事務所の所在地のブロックを超えない範囲であることとする。

具体的なブロックの範囲については、別途示すこととしている。

5 特別加入者の保険料

平成21年度の特別加入者の保険料における概算保険料の算定基礎額は、平成22年1月1日以降の加入日から平成22年3月31日までの加入月数に応じ、徴収則別表第4特別加入保険料算定基礎額表に基づき算定すること。

6 周知・広報等について

改正法施行後の船員保険(以下「新船員保険」という。)においては、労災保険から受ける給付が改正法施行前の船員保険から受ける給付に満たない場合の差額相当分の上乗せ支給を行うこととしているが、当該上乗せ支給を受けるためには、労災保険からの給付を受けていることが必要とされているところである。

そのため、新船員保険からの上乗せ支給を受けるためには、特別加入する必要がある。

この点を踏まえ、本来、特別加入の加入は任意であるものの、できる限り特別加入者として労災保険を適用していく必要があることから、都道府県労働局においては、新たに労災保険の特別加入の対象となる船員、労働保険事務組合等の関係団体等に対し、特別加入の制度の概要や加入手続について漏れのない周知を行うとともに、加入が強く推奨されることを説明し、特別加入の申請を強く勧奨すること。